
令和6年 第4回(定例)高鍋町議会会議録(第5日)

令和6年12月17日(火曜日)

議事日程(第5号)

令和6年12月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第71号 高鍋駅交流拠点施設の指定管理者指定について
- 日程第2 議案第72号 高鍋町印鑑条例の一部改正について
- 日程第3 議案第73号 令和6年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第4 議案第74号 令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第75号 令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第76号 令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第77号 令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第78号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 発議第3号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第79号 令和6年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第11 議員派遣の件
- 日程第12 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第13 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第14 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第71号 高鍋駅交流拠点施設の指定管理者指定について
- 日程第2 議案第72号 高鍋町印鑑条例の一部改正について
- 日程第3 議案第73号 令和6年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第4 議案第74号 令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第75号 令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第76号 令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第77号 令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第78号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 発議第3号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第79号 令和6年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)

日程第11 議員派遣の件

日程第12 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

日程第13 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第14 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員(14名)

1番 日高 正則君	2番 森崎 英明君
3番 橋 重文君	5番 春成 勇君
6番 兒玉 秀人君	7番 中村 末子君
8番 永友 良和君	10番 森 弘道君
11番 加藤 秀文君	12番 檜原 富子君
13番 松岡 信博君	14番 緒方 直樹君
15番 田中 義基君	16番 古川 誠君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君	事務局長補佐 永友 優一君
議事調査係長 宮本 敦子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君	副町長 …………… 小山 圭一君
教育長 …………… 奥村 昌美君	
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	横山 英二君
財政経営課長 …………… 野中 康弘君	建設管理課長 …………… 芥田 賢治君
農業政策課長 …………… 飯干 雄司君	農業委員会事務局長 …… 杉 英樹君
地域政策課長 …………… 山下 美穂君	危機管理課長 …………… 宮越 信義君
会計管理者兼会計課長 ……………	鳥取 和弘君
町民生活課長 …………… 日高 茂利君	健康保険課長 …………… 井戸川 隆君
福祉課長補佐 …………… 阿萬 純江君	税務課長 …………… 濱本 生代君
上下水道課長 …………… 渡部 忠士君	教育総務課長 …………… 岩佐 康司君
社会教育課長 …………… 濱本 明俊君	

午前10時00分開議

○議長（古川 誠） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○議会運営委員会委員長（緒方 直樹君） おはようございます。

令和6年第4回高鍋町議会定例会におきまして、追加議案が提案されましたので、12月16日、昨日、午前10時20分より第3会議室におきまして、議会運営委員全員、議長はオブザーバーとして出席、執行部より総務課長、財政経営課長の2名、議会事務局より日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回の追加議案が提案されます案件は、議案第78号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第79号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）の2件であります。

執行部から説明を受け質疑を求めたところ、質疑はありませんでした。その後、発議第3号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について審議し、本定例会において提出することと決定いたしました。

その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、議案第78号、議案第79号及び発議第3号を日程に追加することで、委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

○議長（古川 誠） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、お手元にお配りしました議事日程により議事を進めます。

日程第1. 議案第71号

○議長（古川 誠） 日程第1、議案第71号高鍋駅交流拠点施設の指定管理者指定についてを議題といたします。

本件は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○総務厚生常任委員会委員長（日高 正則君） 1番、日高正則。おはようございます。

総務厚生常任委員会委員長報告、令和6年第4回定例会におきまして、総務厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第71号高鍋駅交流拠点施設の指定管理者指定について、審査日程は12月12日、12月16日の3日間で、今回は文教産業建設常任委員会と連合で審査を行い、委員14名全員出席、説明のための担当課職員、要点筆記に事務局職員の下、第3会議室にて審査を行いました。

高鍋駅交流拠点施設の指定管理者の説明においては、執行部から事前に提出された資料を基に説明を受けた後、委員より多くの質疑をさせていただきました。

説明も質疑答弁の内容もともに多岐にわたりますので、ここは特筆すべき要件に絞って報告させていただきます。

地域政策課及び財政経営課、合同での説明です。

1、指定管理者が行う業務の内容。

2、高鍋駅交流拠点施設収支計画書について。

3、指定管理者の募集要項及び高鍋町指定管理候補者選定委員会の審査内容とその審査結果。

4、高鍋町観光協会が提出した高鍋駅交流拠点施設指定管理事業計画書を資料としての、その詳細説明を受けております。

なお説明の際、指定管理者は高鍋町観光協会に加え、株式会社イツノマが協力する形態で行うとの説明を受け、質疑に入っております。

委員より、高鍋町観光協会の人員は2名だが、協力会社がいるから指定管理者ができるかと判断しているのかとの質疑に、選定委員会では、交流拠点施設の管理運営及び事業計画された内容は、協力会社がいることを前提にしている体制で可能であると判断しているとの答弁。

次に、委員より、高鍋町観光協会とその協力会社で、高鍋駅交流拠点施設として活性化することに期待できるかとの質疑に、選定委員会5人の審査員で審査をした結果、選定の基準を満たしていると判断しているとの答弁。

次に、委員より、事業計画の内容を実践するには費用が足りないのではとの質疑に、様々な企画をこの計画書で提案されている。町としては、直営する場合に要する最低限の費用で委託料を計上している。この委託料の中で実施可能な企画に取り組んでいただくとの答弁。

次に、委員より、債務負担行為以上の金額が支出することはあるのかとの質疑に、債務負担行為に計上した金額以上の支出はしないとの答弁。

次に、委員より、公募期間は5日との質疑に、受付を令和6年9月2日から9月30日まで行っているとの答弁。

さらに、委員より、計画書は9月30日に提出されているが、すぐに作成できるかとの質疑に、令和6年第2回定例会で指定管理者制度の改正案を出しているなので、その改正の情報を収集していたと推測するとの答弁。

次に、委員より、駅舎内で障害者の方のお手伝いをしてもらいたいが可能かとの質疑に、跨線橋などでの旅客に対する介護行為をJRが許可するかどうかは不明である。また、責任の所在もあるため、可能かどうかはお答えできないとの答弁。

そのほかにも多数の質疑がありましたことを申し添えておきます。

以上、質疑を終了し、討論あり、議案第71号高鍋駅交流拠点施設の指定管理者について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（古川 誠） ここで暫時休憩いたします。

午前10時08分休憩

.....

午前10時09分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時10分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

○議長（古川 誠） 議案第71号高鍋駅交流拠点施設の指定管理者指定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。議案第71号高鍋駅交流拠点施設の指定管理者指定については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

理由は、高鍋駅を管理する予定の高鍋町観光協会と協力会社、株式会社イツノマの運営企画は、町外の通学生徒に便利な学習施設としての利用内容です。

蚊口地区のお年寄りの懸案である買物支援の拠点になるのではと期待していましたが、裏切られる結果となりました。そのような企画であれば、私とすれば、高鍋駅の改修工事にも反対すべきだったと後悔しております。

また、観光協会は運営費に年間870万円の補助を受けています。その上に委託管理料年間1,000万円を受け、株式会社イツノマに管理業務を委託するのでは、観光協会が利益目的のトンネル会社になってしまいます。そのようなことでは、便宜供与が疑われ、自治体の道義的責任を問われる不適切な委託管理者の指定と考えます。

高鍋駅交流拠点施設の業務企画は、あくまでも蚊口地区の住民の生活向上のためにあるべきと考えます。よって、議案第71号高鍋駅交流拠点施設の指定管理者指定については、反対といたします。

以上です。

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、永友良和議員。

○8番（永友 良和君） 8番。議案第71号について、賛成の立場で討論いたします。

まずもって、高鍋駅交流拠点施設の指定管理にまず手を挙げてくださった観光協会に、心から私は感謝したいと思っております。

高鍋駅におきましては、皆さんも御存知のとおり、高鍋高校生あるいは農業高校の生徒さんたちが数多く利用される駅でございます。

そういった中で、先日の合同審査の中でも説明がありましたように、高鍋高校まちづくりチーム、あるいは東大生地方創生コンソーシアム、こういう方々と連携した企画、ある

いは蚊口地区の住民の皆さんも参加できるような企画、その他いろいろな工夫された企画が例として提案をされておりました。

本当にこの短い期間で、こういういろんな企画を提示してもらったことは、本当に大変だったろうと思いますし、これからまた大変だろうと思うけど、そういった中で、やっぱり学生さんたちとの交流とか、地区の人たちとの交流とかいうのも、いろんなそうなのが生まれてきそうな、何か楽しい駅になるような予感がしております。ただ、駅の指定管理というのは初めてのことでですので、なかなか先が見えないかもしれません。協力してくださる企業さんともしっかりと密に連携を取りながら、無理をせずに、企画につきましてはいろいろな例を挙げてもらいましたが、無理をしないで、確実に実行できることから挑戦していただければと思います。

以上のことも含めまして、大いに期待し、賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第71号高鍋駅交流拠点施設の指定管理者指定について、反対の立場で討論を行います。

2名しかいない観光協会では、駅の管理を行うことは荷が重過ぎますし、今までの様々に担ってきた仕事にも、支障を来すのは間違いありません。

都農町にあったイツノマという団体が一緒に企画運営をしてくれるようですが、これまたこの団体が都農町でどのような実績を上げてきたのか、都農町でどのぐらいで請け負い、なぜ都農町を離れることになったのか、実態はほぼ霧の中です。

例えば、東大生のまちづくり企画運営をするに当たり、東大生の交通費獲得などをはじめ、不明な点多過ぎると考えます。

西米良では、インターネット教育による東大生の事業が効果を上げていていると聞き及んでおります。しかし、宮崎県の中ではいろんな手を尽くしても、なかなか仕事に就けない状況です。

町長は、企業誘致を行ってきたと豪語されますけれども、実態はキヤノンでも、南薩食鳥でも、農業でも、ベトナムなどの外国の企業実習生に頼っているのが実態ではないでしょうか。

私は提案しました。例えば、地域おこし協力隊などをまとめている団体などが県外にはございます。

新富町でも、女子サッカーチームの人たちを地域おこし協力隊として雇い、地域の人たちとの交流を行いながら、まちを挙げて応援できるように仕掛けていると聞き及んでおります。

いろんなニーズにしっかりと対応していきながら、観光協会が高鍋町でしっかりと業績を積み重ねることが最重要課題です。

私は、もう一つ提案をいたしました。

蚊口浜にフジバカマなどを植栽し、アサギマダラが来る場所として応援団体をつくり、

協力しながら、駅周辺を再びにぎわいのあるまちへと変化させることこそが、蚊口地区の方を含め、鉄道による玄関口として、また希望の持てる場所として開けてくるのではないかと思います。

価値ある企画としてやっていくには、人に対する熱い思いを示すことこそが観光協会には必要だと判断をして、反対といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第71号を起立よって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立多数と認めます。したがって、議案第71号高鍋駅交流拠点施設の指定管理者指定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第72号

日程第3. 議案第73号

○議長（古川 誠） 日程第2、議案第72号高鍋町印鑑条例の一部改正について及び日程第3、議案第73号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

本2件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○総務厚生常任委員会委員長（日高 正則君） 1番、日高正則。

総務厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和6年第4回定例会におきまして、総務厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第72号高鍋町印鑑条例の一部改正について、議案第73号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）中の関係部分についての2件です。

審査日程は、12月12日から12月16日までの3日間、委員全員出席、説明のための担当課職員、要点筆記に事務局出席の下、第3会議室にて審査を行いました。

執行部から事前に提出されていた詳細資料を基に説明を受けた後、委員より多くの質疑をさせていただきました。

それでは、審査の経過及び結果の報告を、その特筆すべき要件についてのみ報告させていただきます。

まず、議案第72号高鍋町印鑑条例の一部改正について、町民生活課から説明を受けました。

令和7年2月1日から開始を予定しているコンビニ交付サービス事業において、個人番

号カードを利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の申請、交付を実施するための条例改正との説明を受け、質疑に入っております。

委員より、コンビニはどこでも申請交付は可能かとの質疑に、大手コンビニ以外にも、イオン系列でも申請交付が可能との答弁でありました。

以上、質疑を終了し、討論なし、議案第72号高鍋町印鑑条例の一部改正については、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）について、財政経営課です。

財政経営課は、歳入補正予算のみで、歳出補正予算はないとの説明、初めに繰越金です。

令和5年度決算に係る剰余金の残額1億5,167万1,906円のうち、12月補正予算調整に要する分、6,931万1,000円計上しているとの説明。

次に、町債です。

東光寺・鬼ヶ久保線道路改良事業の事業費調整により、社会資本整備総合交付金事業に充当した町債を増額補正しているとの説明。

次に、繰越明許費です。

就学前教育・保育施設整備事業ほか11件の事業について、年度内にその支出が終わらない見込みがあることから、繰越明許費を計上しているとの説明を受けました。

次に、債務負担行為補正です。

令和7年4月からの業務開始に伴う業者選定、入札等の契約準備事務を令和6年度中に進めるため、債務負担行為を追加するとの説明。

次に、地方債補正です。

社会資本整備総合交付金事業に充当した町債を増額するため、地方債限度額の補正を行っているとの説明を受けました。

委員より、高鍋町持田地区高齢者福祉センター管理業務委託が増えている要因はどの問いに、宮崎県最低賃金が増えたので、人件費の増額を見込んだ委託料の増額を今回させていただいたと、債務負担行為の変更を行っているとの説明を受けました。

次に、地域政策課です。

初めに歳出です。企画費です。

負担金補助及び交付金、高鍋町移住支援補助金170万円を計上しているとの説明を受けました。

宮崎県ひなた暮らし実現応援事業ですが、県と町とで実施している移住支援事業です。

補助率、県4分の3、町4分の1、東京圏以外からの移住者に対して計画額を上回る申込み及び相談があるため、追加補正するとの説明を受けました。

次に、歳入です。

歳出で説明した170万円に対して、県補助金分、補助率4分の3、127万5,000円を計上しているとの説明を受けました。

次に、債務負担行為の補正です。

保守点検委託のうち、ホームページ保守業務委託、移住・定住サイト保守業務委託、新規地域おこし協力隊サイト保守業務委託の3件、その他、施設等管理委託のうち、移住・定住サイト運営業者委託1件、新規高鍋駅交流拠点施設管理業務委託、広報たかなべ作成業務委託、高鍋町企業版ふるさと納税推進業務委託の7件、清掃委託保守点検委託、その他、施設等管理委託、高鍋町企業版ふるさと納税推進委託、広報たかなべ作成業務委託については、令和7年度の業務委託のため、限度額を定めるとの説明を受けました。

委員より、企業版ふるさと納税はどのような仕組みになっているかとの質疑に、町の政策を応援したいということで、寄付されたときに、事業者の直接的なメリットとしては、制度上最大9割の税制控除が受けられるとの答弁を受けました。

委員より、宮崎県ひなた暮らし実現応援事業補助金はどういう内容なのかとの質疑に、都市圏、東京都、大阪府、福岡県から移住された方に支給される制度ですとの答弁を受けました。

次に、健康保険課です。歳出からいたします。

社会福祉総務費は、時間外勤務手当の増額に伴う国民健康保険特別会計への繰出金との説明を受けました。

持田地区高齢者福祉センター管理委託につきましては、令和4年度の指定管理者選定時の委託料積算では、管理人報酬を850円としておりましたが、このたび、最低賃金が大幅アップとなっておりますので、その差額を4月に遡って増額するとの説明を受けました。併せて、令和7年度以降の債務負担行為を変更しているとの説明を受けました。

衛生費の緊急医療施設等運営費であります。宮崎市夜間急病センター及び宮崎大学医学部小児科寄付講座運営支援は、2市5町で運営経費を負担する協定を結んでおり、前年度を加味した当該年度の負担金金額が確定するため、それぞれ減額するとの説明を受けました。

予防接種事業費は、ヒトパピローマウイルス感染症、子宮頸がん予防接種のキャッチアップ分については、接種者数が想定を上回っているため、増額するとの説明を受けました。風しん抗体検査については想定を下回っているため、減額するとの説明を受けました。

質疑に入り、委員より、債務負担行為の説明で、持田地区高齢者福祉センター現在利用料が8万円しかないが利用者の状況はとの質疑に、レクダンス・エアロビクス・フラダンス等の有料での利用があるが、フォークダンスなど60歳以上の利用は無料になっているとの答弁を受けました。

次に、福祉課です。

補正の主なものは、歳入では、社会福祉費負担では見込み増に伴う増額、歳出では、居宅支援協議会設立に係る県外視察研修、これは、市区町村による居住支援協議会を設置を促進し、住まいに関する相談窓口から入居前、入居中、入居後の支援まで、住宅と福祉の関係が連携した地域における総合的、包括的な居住支援体制の整備を推進するためであり

ます。

次に、障害福祉費では、更生医療審査数増による手数料の増額、自立支援給付費、就労継続支援B型利用者の増及びグループホーム利用者の増、その他、新型コロナウイルス感染症対策費の事業実績に伴う返還金等の詳細説明を受け、質疑に入っております。

委員より、居住支援協議会設置に向けての町の考えはとの質疑に、社会福祉協議会に1名配置し、居住支援協議会を整備したいとの答弁。

次に、委員より、業務内容はとの質疑に、入居前では相談対応、物件紹介、保証人、入居中ではトラブル対応、退去後では残置物処理、死後事務等を想定しているとの答弁。

次に、委員より、設置に当たり国からの予算はあるのかとの質疑に、重層的支援体制整備事業の補助金で行うとの答弁でありました。

委員より、居住支援協議会整備を既に実施しているところはとの質疑に、先進地では福岡の八女市があるとの答弁。

また、委員より、居住支援体制を行う際、家賃滞納がないよう町は手段を講じるべきとの意見が出ております。

次に、町民生活課です。

主な補正の内容は、令和5年度西都児湯環境整備組合の決算確定に伴う市町村費負担金の精算及び町指定ごみ袋の在庫について、今後不足が見込まれるため、追加製造するとの説明を受け質疑に入っております。

委員より、ごみ袋は不足分だけでなく、より多く製造したほうが単価も抑えられるのではとの質疑に、確かに大量に製造すれば単価は安く抑えられるが、ごみ袋の保管場所に限りがあるため、保管できる分だけ追加しているとの答弁でありました。

最後に、総務課です。

主な補正は、人事では、8月に発生した台風10号の避難所運営や行事準備などで、時間外勤務が大幅に増えた影響で、今後の時間外勤務手当の不足が見込まれるための増。

次に、電算化推進費システム標準化業務委託料、これは、株式会社システム会社へ、開発へ委託しているシステム標準化移行支援業務に、ネットワーク運用管理者補助領域を構築するための初期費用を追加するとの説明、また、その他、債務負担行為補正等の説明を受け質疑に入っております。

委員より、システム標準化移行はいつ頃までかかるとの質疑に、国の補助100%で行い、来年度までには完了する予定であるとの答弁。

次に、JR九州に対する要望活動はどのような要望を行うのかとの質疑に、県合同で要望に行くが、高鍋町としては、駅のバリアフリーの要望をしているとの答弁でありました。

質疑を終了し、反対討論あり、また賛成討論では、執行部に来年3月当初予算において、高鍋町観光協会に高鍋駅交流拠点施設より具体的な事業計画、予算計画の資料を求め精査し、また、それらの資料を議会に提出するべきものとの意見がありました。

議案第73号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）中の総務厚生常任委員会関

係部分について、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果と結果の報告を終わります。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時35分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

○議長（古川 誠） 以上で、総務厚生常任委員長の報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第72号高鍋町印鑑条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第73号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、橋重文議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（橋 重文君） 3番、橋重文。おはようございます。

文教産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和6年第4回定例会におきまして、文教産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第73号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）中、関係部分についての1件です。

審査日程は、12月12日から12月16日までの休会日を挟んで5日間、実質は3日間。12月13日は2名欠席ほか委員7名出席。説明のための担当課職員、要点筆記の事務局職員出席の下、第1会議室にて審査を行いました。

執行部から議案予算書説明資料を基にタブレットを活用した詳細な説明を受けた後、委員から多くの質疑をさせていただきました。また、報告順序は付託議案審査日程表のとおりさせていただきます。

それでは、審査の経過及び結果の報告を日程順に合わせてさせていただきますが、報告するのは説明も質疑答弁の内容も多岐にわたりますので、ここは、その特筆すべき要件に絞って報告をさせていただきますことを御容赦願います。

議案第73号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）中、関係部分について、まず教育総務課です。

歳入は1件で、特別支援教育就学奨励費、支給世帯数の増加により、特別支援教育就学

奨励費の不足が見込まれる金額の2分の1の額を国庫補助金として計上。

歳出では、特別支援教育就学奨励費の不足分の予算計上のほか、東小学校及び西中学校の水道管の一部漏水により、光熱水費の不足により、補正計上するとのこと。

また、東小学校第2棟の空調設備が故障し、緊急の対応として空調機のリースを行ったものの、第2棟2階の6年生の教室では空調の効きが悪かったため、6年生のクラスを別の棟へ移動させましたが、現在の第1棟2階の教室等を一部改修し、普通教室として利用できるようにする必要があることから、修繕料を計上するとの説明。なお、空調の改修は防衛省補助を活用して行うが、耐用年数の関係から、令和9年度を予定しているとの説明。

債務負担行為では、児童生徒用タブレットPC更新費用1億4,096万6,000円の説明がありました。

令和2年度にGIGAスクール構想により、1人1台の端末を整備しましたが、令和7年度でもう5年が経過することから、機器の更新を計画するもの。

タブレットパソコンの更新は、令和6年度から令和9年度にかけて、県内全市町村が行う予定で、整備台数が相当あることから、そのスケールメリットを生かすために、宮崎県が共同調達を行うこととなっており、来年度は県内19市町村が更新予定であり、整備台数が多く、納期に時間を要することが予想されるため、県の企画提案競技、プロポーザルが本年度に行われることから、本町全児童生徒分、約1,500台のパソコン更新費用に係る債務負担行為を計上。なお、更新費用に関して、国と県合わせて3分の2が補助金として交付される見込みとの説明。

質疑に入り、東小学校第2棟の空調設備関係で空調機器の容量の大きいものをリースとするよりも、教室を一部改修する費用のほうが安いのかの質疑に、改修するほうが安くなるとのこと、また、令和9年度から空調工事を行う際に他の教室も使えるようにしておかなければいけないということから、このような予算の計上をしたとの回答。

次に、建設管理課です。

歳出は、仮置場、永谷土場に町有施設の管理のために切った木・草などを仮置きしているが、産廃処分場へ運搬処分するための委託料、産業廃棄物処理委託を計上。

また、令和3年、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する規制が必ずしも十分でないエリアが存在することを踏まえ、盛土規制法が令和5年5月26日に施行され、宮崎県では、令和7年5月に規制区域を指定する予定で、公共工事の残土処理についても、規制がかかることとなることにより、町で建設発生土処理場を準備する必要があることから、高鍋温泉めいりん公園の東側に位置する養魚場跡に建設発生土処理場整備費を計上。

東光寺・鬼ヶ久保線の文化財調査報告書作成の経費を計上していたが、年度内に報告書を作成することが困難となり、補助対象であったため、工事請負費に振り替えるものとのこと。

倒木土砂撤去手数料は、8月の台風10号の際、竹鳩橋橋脚にかかった流木を撤去する

ための手数料を計上したとのことの説明。

質疑に入り、建設発生土処理場は誰が持ってきてもよいのかの質疑に対し、高鍋町発注の公共工事が出た残土の処理場であるとのこと。また、特定盛土等規制区域に指定されるように整備するのかの質疑に、宮崎県の方針として、令和7年5月に宮崎市以外の市町村については、規制のかからないところをつくらない。全て何らかの規制をかけるとの回答。

次に、社会教育課です。

歳出は、8月の台風10号の影響により、秋月墓地へつながる遊歩道の一部が崩落したことから、復旧を図るための費用を計上。

高鍋神楽が国の重要無形民族文化財の指定を目指すに当たり、本来の姿である夜神楽を今回実施する際、12年前、夜神楽を実施するとき、太鼓の音がうるさいとの苦情があったことへの対策として、テントを張り、側面にシートを貼ることで、少しでも防音対策を図り、支援するための費用を計上。

町営球場、MASUDAスタジアムのブルペン、投球練習場のフェンスに取り付けられているネットが老朽化により破損していることにより、ピッチャーの背後に緑色に塗装されたボードを設置し、見えやすくしたいとの説明。

質疑に入り、秋月墓地へつながる遊歩道の復旧を図るための費用は、この予算で大丈夫かという質疑に、以前も同じように見積もりをやっているので大丈夫との回答。

次に、農業政策課です。

歳入は、8月28日から29日にかけての台風10号による大雨により、羽根田・越ヶ溝・東小並の3か所で農業用排水路ののり面が崩落したため行う災害復旧工事の一ツ瀬川土地改良からの分担金121万8,000円です。一ツ瀬川土地改良事業の受益地では、災害復旧工事に係る費用の35%を改良区が負担する取決めとなっているとの説明。

また、株式会社モリダイラ楽器から、町内の中学校2校に対し、アコースティックギター2台が贈呈されておりますが、その際に、森林環境の保護に役立ててほしいと3万円の寄付金をいただいたとの説明。

歳出は、先ほど御説明いたしました、羽根田・越ヶ溝・東小並の3か所で農業用排水路ののり面が崩壊したための農業用施設災害復旧工事及び大谷地区の農道のり面復旧工事を工事請負費として401万円計上しているとの説明。

質疑に入り、地域資源活用事業で竹資源の活用に向けた製品開発、普及活動はどこがするのかという質疑に、竹を使って土壌改良などのための竹チップ・竹パウダーを作るとか、パウダー状にした竹を乳酸発酵させて牛に食べさせるとか、8月に地域力創造アドバイザー契約を結んだLOCAL BAMBPOO株式会社に委託をするとの回答。

次に、農業委員会事務局です。

歳入は、農地利用の最適化に向けた活動を推進するための交付金の増額。

歳出は、委員の実績払いの報酬等の増と地域計画のアンケート等、実績に伴う減額との説明。

質疑に入り、農地利用の最適化とはどういうものかの質疑に、担い手の農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止、新規参入の促進の活動のことを指すと回答。

次に、上下水道課です。

夏の出水期以降の堆積土砂のしゅんせつや都市下水路の水路上部、天端の除草を行うため、都市下水路しゅんせつ等作業費を増額。また、下水道事業費の管渠費の増額に伴いまして、下水道事業会計繰出金が増額になると説明。

質疑に入り、しゅんせつ作業では重機を使用すると思うが、都市下水路の上からしゅんせつするのか、下に下ろすかの質疑に、重機を下ろして作業するとの回答。

最後に、地域政策課です。

春季キャンプチームの受入れ団体数が確定したため、春季キャンプ激励品代及びスポーツ合宿補助金として、不足を今回計上するものと説明。

債務負担行為の補正では、高鍋海水浴場トイレ清掃業務委託と観光コンテンツ専用サイト保守業務委託及び観光コンテンツ専用サイト臨時保守業務委託の2件については、令和7年度の業務委託のため、土地借上料については、蚊口浜の国有地を看板設置のため借用しておりますが、この借上料を3年ごとに更新することとなっているため、今回追加で計上していると説明。

また、変更分のふるさと納税返礼品取扱業務委託の期間延長については、課題改善や寄付額向上に向けて、ふるさと納税推進事業者と連携し、新商品の開発、増強など様々な強化を図っており、その成果が徐々に見え始めていることから、ここで委託事業者を変更することに、寄付獲得の流れを止めてしまうことを避けるため、一年延長を考えていると説明。

質疑に入り、ふるさと納税返礼品取扱業務委託契約書に延長できる旨の条文があるのか、もしくは条文以外で延長できる根拠はあるのかという質疑に、契約書の中に契約内容の変更、中止という条項がありまして、その中に業務委託料または履行期間の変更をする必要があるときは、甲乙、甲は高鍋町、乙は委託業者、協議して書面によりこれを定めるものとするという文言が入っているとの回答。

過去に延長した事例はあるのかという質疑に、過去延長した事例はないとの回答。

一年延長せず、改めて業務委託するべきではないかという質疑に、期間の延長の際にも申し上げましたが、現状の流れを止めない、現在の状況を引き続き強化に努めていきたいということで、期間延長を考えていると回答。

過去の業者と比べて今の担当している業者は、この時点で比べると今の業者のほうがよりいいと判断したということなのかの質疑に、前の業者との比較ではなく、去年、おとしからして伸び、今も様々な商品を増やしており、伸びつつある流れの中で業者を変更したくないということがあり、前の業者と比較して、今がいいという判断ではないと回答。

これで全ての質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第73号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）中の文教産業建設常任委員会関係部分については、賛

成全員で可決すべきものと決しました。

以上、文教産業建設常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時55分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

○議長（古川 誠） 以上で、文教産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。

議案第73号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第72号高鍋町印鑑条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第72号高鍋町印鑑条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

令和7年2月1日より予定しているコンビニ交付サービス事業、行われますけれども、お年寄りにはなかなか利用が難しいと存じます。

そこで、お年寄りに向けた携帯利用について広報活動をはじめ利用者への利用の仕方などを啓発する仕組みの構築を求めて、賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから、議案第72号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立多数と認めます。したがって、議案第72号高鍋町印鑑条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）について討論を行い

ます。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第73号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）について、反対の立場で討論を行います。

議案第71号に反対をいたしました。

債務負担行為に3年間で3,000万円の観光協会に指定管理者としての歳出が計画されております。

私は、議案第71号で申し上げたように反対の理由はまだあります。様々な計画を見せいただきました。その中には、不可能とも言える案が幾つかございました。例えば、オルレとの連携を含め、町なかに人を呼び込む仕掛けですが、今、鉄道を利用している人はほとんどが学生であること、学生に向けた企画をしっかりと提案するべきだと考えました。まず、学生のニーズをしっかりと把握することが大切だと感じます。

例えば、赤本が今もあるかも分かりませんが、田中書店などと連携を取り、廃棄処分対象の進学や就職に関する書籍を置き、誰もが持ち帰っていいような仕組み、図書館とコラボして、子どもやお年寄り向けの読み聞かせなどを企画、それを学生にお願いするなどをして、蚊口地区へのアピール活動をするべきだと考えます。

大切なのは、なぜ駅舎を改築することに至ったのかなど、高鍋町の予算を使うのかを明確に町民へ知らしめることが最も大切だと考えます、感じます。

そのことでJRに負担させるのではなく、自分たちでエレベーター設置などができないのかなど、アピールする大切な事案もございます。

住民が主人公、住民の笑顔の見えるまちづくりは町長も反対ではないと考えます。

今は町民を置き去りにした計画が先行しています。町民とともに歩む、これこそが私たちの目指す方向ではないでしょうか。

私は、たかなべ耳鼻咽喉科に毎日耳の掃除に行っています。老若男女、特に小さな子どもさんが多いのにびっくりいたします。

親御さんにお話を聞くと、医療費無料化は助かりますとの言葉です。町長の英断で実現をいたしました。町民に説明のできる企画、町民の喜ぶ企画、広く町民の意見に耳を傾け、企画する、予算化することこそが自治体の大きな役割だと私は思います。ぜひ初心に戻り、考えた企画をしていただきたいと希望して、反対の討論といたします。

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。議案第73号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）、債務負担行為補正、高鍋駅交流拠点施設管理委託業務3,000万円については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

理由は、議案第71号で述べたとおり、高鍋町観光協会を委託管理のトンネル会社にし

て、利益を取らせるのでは不適切な管理指定と考えます。また、施設管理の委託料、管理費は債務負担行為ではなく、単年度の議会できちんと説明した上で予算を提案すべきです。費用対効果も分からないような、不要な3年間の債務負担行為の設定は不適切と考えます。よって、議案第73号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）については、反対いたします。

以上です。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから、議案第73号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立多数と認めます。したがって、議案第73号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）は、各委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。11時15分より再開いたします。

午前11時04分休憩

.....

午前11時13分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

日程第4. 議案第74号

日程第5. 議案第75号

日程第6. 議案第76号

日程第7. 議案第77号

○議長（古川 誠） 日程第4、議案第74号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から、日程第7、令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第3号）まで、以上4件を議題といたします。

本4件は、特別会計等予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、田中義基議員。

○特別会計等予算審査特別委員会委員長（田中 義基君） 15番。それでは、特別会計等予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

令和6年第4回定例会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案第74号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第75号令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第76号令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第77号令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第3号）の4件です。

審査日程は、12月11日と12日の2日間、11日のみ委員1名欠席、議長を除く委員13名出席で、説明のための担当課職員、要点筆記に事務局職員出席の下、第3会議室にて審査を行い、執行部から議案予算書、説明資料等を基に説明を受け、委員から質疑がありました。

それでは、審査の経過及び結果の報告を、その特筆すべき要件についてのみ報告させていただきます。

まず、議案第74号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてですが、健康保険課から、健康保険証の廃止及び資格移動窓口業務の移管等に伴う事務量の増による職員の時間外勤務手当の増。本年10月からの郵便料金改定に伴う郵便料の増などによる補正、併せて、国保市町村事務処理標準システム保守業務委託ほか1件の債務負担行為の設定もあるとの説明でした。

質疑に入り、繰越金はあとどのぐらいかとの質疑に、あと約3,000万円ほど残っているとの答弁。

限度額認定証は今後どういう扱いになるのかとの質疑に、マイナ保険証を持っておられる方は不要となるとのこと。

マイナ保険証の取得者数はどの質疑に、令和6年3月時点で2,776人、被保険者数4,100人の半数以上が作成されているとの答弁でした。

マイナカードの期限切れに伴って、その更新通知の送付の際に、マイナ保険証も使えなくなることの周知徹底の必要性を感じるとの意見がありました。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。

健康保険課から、こちらも本年10月からの郵便料金改定に伴う補正との説明でした。

質疑に入りましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論もなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

これも健康保険課から、歳入歳出予算の総額に変更はなく、サービス費の不足に伴い、歳出の費目間で調整し、併せて、通所型サービスA事業委託ほか11件の債務負担行為の設定を行うものとの説明がありました。

質疑に入り、通所型サービス費が不足したということは、利用者が多くなったからとの判断でいいのかとの質疑に、当初予算が少なめに組んであったものを前年並みの予算にしたので、利用者が急に増加したということではないとのこと。

予算がないので、サービスが使えなくなるという事態は発生しないかとの質疑に、予算運用上、可能な手続があるので、サービス費の予算が不足しそうだからといって、その

サービスが使えなくなるというようなことはない。今後の当初予算の算定の検討は必要と考えるとのことでした。

高鍋町は、介護認定の審査が厳しいという話を聞くがとの質疑に、全国一律、厚労省の要領に従って審査をしているものだし、むしろ審査会では、なるべく申請者の方に有利となるような方向でという意向はあるようだとの答弁がありました。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第3号）についてです。

上下水道課から、町道東町（1）線道路改良工事に伴うマンホール7か所の高さ調整作業手数料の増。また、公共ます設置工事予定箇所増のための修繕費の増。これらの追加補正との説明でした。

質疑に入り、この路線は昨年度から工事を行っている箇所だが、昨年度中には行えなかったのかとの質疑について、昨年度は側溝工事のみで舗装工事は行っておらず、マンホール工事を先行させると逆に段差ができてしまうため、今年度の舗装工事に併せてかさ上げ工事を行うこととしたとのこと。

下水道配管工事後の舗装工事をした道路とマンホールとの段差の発生についてどうしてなのかという質疑について、マンホールの高さが本来の路面の高さであって、その周りが下がってきていると思われる。路面が沈下してきてしまうという現実があり、施工時の転圧の不足等によるものと思われる。

舗装補修については、下水道配管工事を行ったところについては5年間、下水道課が担当するが、それ以降は道路管理者である建設管理課が管理の一環として担当するという内部の申合せをしているということでした。

公共下水道の進捗率はとの質疑に、事業計画区域に対しまして97.1%が整備済みとなっているとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、特別会計等予算審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（古川 誠） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第74号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号を起立よって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第74号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第75号を起立よって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第75号令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第76号を起立よって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第76号令和6年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第77号を起立よって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第77号令和6年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第78号

○議長（古川 誠） 日程第8、議案第78号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第78号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、今般の特別職の国家公務員の給与改定に準じて、本町の常勤特別職の給与を改定するために、条例の一部を改正するもので、改正の内容は期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（横山 英二君） 総務課長。それでは、詳細説明を申し上げます。

特別職の国家公務員給与が改定されたことから、町もそれに準じて、常勤特別職である町長、副町長及び教育長の特別給の改定を行うものでございます。

内容につきましては、特別給を0.05月分引き上げ、期末手当の月数を年間3.45月とするものでございます。なお、令和6年12月期支給分から適応することとしておりますので、今後、差額分の支給を行うこととしております。

総務課からの詳細説明は以上でございます。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） この高鍋町常勤職、特別職の職員の給与に関する条例の一部が改正ということで提案されております。

ちょっとお聞きしたいのは、この改正は職員との比較というのはなされてきているのか、職員の改正もありましたので、その比較検討はされてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 誠） 総務課長。

○総務課長（横山 英二君） 総務課長。この期末手当等の改正につきましては、国の法律の改正に伴って、毎回やっておりますので、一般職と特別職と同じタイミングで毎回改正

をしているところでございます。

以上です。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第78号を起立によって採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第78号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 発議第3号

○議長（古川 誠） 日程第9、発議第3号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（緒方 直樹君） 発議第3号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。提出者、高鍋町議会運営委員会委員長、緒方直樹。

提案理由を申し上げます。

本案は、国の特別職及び本町常勤特別職の特別給の改定に準じて、本町議会議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。これにより、本年度12月期の期末手当が1.75月分に、次年度以降の6月期及び12月期がそれぞれ1.725月となるものです。

以上、説明を終わります。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、発議第3号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第79号

○議長（古川 誠） 日程第10、議案第79号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第79号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ157万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ124億106万2,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は先ほど可決された高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及び議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正に伴う常勤特別職及び議会議員の期末手当等の増額のほか、高病原性鳥インフルエンザ対策に伴う高鍋町自衛防疫推進協議会補助金の増額及び防疫措置等に従事する職員の時間外勤務手当の追加でございます。

財源といたしましては、繰越金でございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。詳細説明を申し上げます。

歳出補正予算から御説明します。予算書の8、9ページを御覧ください。

議会費、職員手当等議員期末手当17万7,000円は、議員発議により提出され可決されました議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に基づき、議会議員の改定後の期末手当の額を支給するために、必要な予算を増額するものでございます。

次に、総務費、一般管理費、職員手当等期末手当特別職7万6,000円は、さきに可決いただきました高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基

づき、町長及び副町長の改定後の期末手当の額を支給するために、必要な予算を増額するもの。

共済費、市町村職員共済組合負担金1万円は、期末手当の増額改定に伴い、事業者負担分の共済費が増額となったことによる補正でございます。

農林水産業費、畜産業費、負担金補助及び交付金、高鍋町自衛防疫推進協議会補助金67万7,000円は、高病原性鳥インフルエンザが発生するリスクを少しでも低減させることを目的に、町内の養鶏業を営む農場に対しまして、消毒用石灰を配布するため、補助金を増額するもの。

職員手当等時間外勤務手当60万円は、先日、川南町で発生いたしました高病原性鳥インフルエンザの防疫措置等に従事する職員の時間外勤務手当の追加でございます。

予算書の10、11ページを御覧ください。

教育費は、総務費と同様の理由による教育長の期末手当及び共済費を増額するものでございます。

戻っていただきまして、6、7ページを御覧ください。

歳入補正予算につきましては、全額繰越金を計上いたしております。

詳細説明は以上です。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 心配なのは、高病原性鳥インフルエンザの対策なんですけれども、金額として、ちょっと少ないような気がするんですけれども、これはちゃんと算出した金額ではあると思うんですけれども、職員手当等のところで、どの辺を防疫対策をして、どういうふうにしてきているのか、詳細説明をお願いしたいと思います。

○議長（古川 誠） 総務課長。

○総務課長（横山 英二君） 総務課長。その60万円の積算の部分について、ちょっと私のほうから説明をさせていただきます。

こちらの農業大学校に設置しております消毒ポイントの消毒作業に従事する町の職員の時間外勤務手当を計上しております。

12月3日火曜日から12月24日火曜日までのうち、12日間が高鍋町の割当てになっておりまして、朝6時から午後2時まで、午後2時から夜10時まで、夜10時から翌朝6時までの3交替制をしいております。

このシフトに町職員1名ずつを配置しておりまして、この期間で延べ48人の職員が従事するというようになっております。

一応これで時間外勤務の単価の低い若手職員を中心に一応シフトを組んでいるんですけれども、それから、平日の8時25分から5時10分までは通常業務の時間となりますので、それ以外の時間帯で勤務する者に対して時間外勤務を支給するようにしております。

その支出見込額はこの期間の38万2,708円なんですけれども、今シーズンまた再

度発生したときの対応を見込みまして、この支出見込額を1.5倍した金額が57万4,062円となりまして、それにやや余裕を持たせて60万円としたところでございます。

総務課からの説明は以上でございます。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。農業政策課からは、石灰の配布についてお答えをいたします。

石灰につきましては、高鍋町内で農場が31ございまして、計144万羽余りが飼育されているところでございます。この鳥の数、1万羽に対して石灰5袋で計算をいたしまして、石灰715袋を配布する予定でございます。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私がなぜ聞いたのかというのは、高病原性鳥インフルエンザに関しては、石灰の配布だけでなく、やはり上から飛んでくるものですので、鳥というのは、下をずっと歩いてきてくれるわけではございませんので、やはりそういったところをしっかりと防波堤のような役割というのが完全にできているのかなというのがちょっと気になったんですよね。本当に鳥を養ったりしていらっしゃる方は、卵にしても、あれにしても、とにかく心配をされている状況があつて、私もその中の何人からちょっと電話を受けたことがあるものですから、やはりこれだけの費用で本当に足りるのかなと、例えば網なんかの設置とか、いろんなことも、どこか破れていないとか、そういったことをしっかりとちゃんと調査しているのかどうかというのがちょっと気になるんですよね。だから、鳥インフルエンザの場合はそういうことをちょっと気にしていますので、その辺のところはどういうふうに調査されているのか、もう少し詳しく報告していただければ、説明していただければ有り難いと思います。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。その農場の防疫体制につきましては、日頃からの職員とか、県の家畜保健衛生所とかが訪問をしたりして、チェックをしているところでございますが、農家の皆さんにつきましても、毎年この時期になると外に出るのも控えるような、緊張感を持って防疫体制に当たっているところは十分理解をしているところでございます。

その網とか、小動物の侵入を防ぐような対策もずっとされているのは理解をしておりますし、今回につきましては石灰を配布しまして、その防疫体制を強化しようということで、石灰のみを配布しているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 8番、永友良和議員。
○8番（永友 良和君） 8番。今、時間外勤務手当の予算が上がっておりますが、関連で、本当に農大のところで3交替で、今、防疫の作業をやって、本当に大変御苦労さまという気持ちでいっぱいなんですけど、今、搬出制限も解除されましたけど、この防疫はいつまで頃まで、新たに出なかった場合はいつ頃まで続くのか、分かればお教え願いたいと思います。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。防疫体制につきましては、発生しました農場の消毒等が終了してから21日が経過する26日午前零時、ですから、25日の深夜24時までというふうになっております。

先ほど解除されたというお話をされましたけども、3キロから10キロの範囲の搬出制限区域につきましては先日解除されましたけども、まだ発生農場からの3キロの区域につきましては制限がかかっておりますので、その制限が解除される25日の24時まで消毒体制は継続するものでございます。

以上でございます。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第79号を起立によって採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第79号令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議員派遣の件

○議長（古川 誠） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣

のとおり決定いたしました。

日程第12. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（古川 誠） 日程第12、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第13. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（古川 誠） 日程第13、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第14. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（古川 誠） 日程第14、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（古川 誠） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和6年第4回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員